

平成24年度稲敷市農業委員会第7回総会

〔7月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について  
日程 5 報告第4号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について  
日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について  
日程 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程 8 議案第3号 現況証明願いに対する証明書の交付について  
日程 9 議案第4号 稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について  
(利用権設定)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 議案第1号  
日程 7 議案第2号  
日程 8 議案第3号  
日程 9 議案第4号
- 

出席委員

- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君  | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君  |
| 3番 | 蛭原一君  | 19番 | 宮本善助君  |
| 4番 | 村山文雄君 | 20番 | 保科進君   |

5番	篠崎 惣壽 君	21番	清原 寿 君
6番	松本 文雄 君	22番	加納 昭 君
7番	吉岡 一仁 君	23番	飯塚 恒雄 君
8番	川島 昇 君	24番	飯田 稔 君
9番	小貫 和子 君	25番	濱田 昭一 君
10番	千勝 忠 君	26番	沖野谷 秀雄 君
11番	山崎 健一 君	27番	永長 秀敏 君
12番	坂本 富男 君	28番	澤邊 雅之 君
13番	秋本 精一 君	29番	遠藤 一行 君
14番	篠崎 文夫 君	30番	糸賀 泰夫 君
15番	坂本 一雄 君	32番	高須 一郎 君
16番	古澤 真和 君		

---

#### 欠席委員

31番 山下 恭一 君

---

#### 出席説明員

農業委員会事務局長	森川 春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島 伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀 輝行
農業委員会事務局主査	高橋 渉

---

#### ○会長（加納 昭君）

6月26日（火）

#### 諸般の報告

稲敷市農業振興地域整備促進協議会

於 稲敷市役所 東庁舎

出席者 加納 昭会長

6月30日（土）

稲敷市認定農業者連絡協議会総会

於 稲敷市役所 桜川庁舎

出席者 加納 昭会長

---

午後3時3分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成24年7月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席委員は31番山下恭一委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行いたいと思います。お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は11番山崎健一委員、12番坂本富男委員、両名を指名いたします。

---

#### 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは1ページをお開き願います。

報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、浮島字関谷、田11筆、12,092平方メートルでございますが、農林振興公社行う農地保有合理化事業により所有権移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

### 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）つづきまして、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、月出里字上野原ほか1地区、田7筆、畑9筆、計16筆、21,484平方メートルでございますが、平成24年6月7日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番、浮島字岡ノ内ほか8地区、田24筆、畑8筆、原野1筆これは現況畑でございます。計33筆18,125平方メートルでございますが、平成24年4月10日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号3番、下太田字上宿、田1筆、64平方メートルでございます。平成22年1月3日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

### 日程 4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）4ページをお開き願います。

報告第3号、制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、下根本字下沼、田7筆、1,837.26平方メートルでございますが、茨城県稲敷土地改良事務所が行う板橋、伊佐津、二期及び三期地区基幹農道整備事業の作

業用地として使用するため届出であったものでございます。農地法施行規則第53条第4号に基づくものでございます。添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題はないものであります。

受理番号2番、沼田字向谷津、田1筆、1,628平方メートルでございますが、稲敷市が行う公共下水道工事の資材置き場として使用するため届出であったものです。農地法施行規則第53条第5号に基づくものでございます。添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題はないものであります。

受理番号3番、阿波崎字宮原、畑1筆、184平方メートルでございますが、自己所有地を農機具置き場として使用するため届出であったものです。農地法施行規則第32条第1項第1号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

#### 日程 5 報告第4号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、5ページをお開き願います。

報告第4号、民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。受理番号1番、稲敷市長より照会があったものでございます。市崎字作尻ほか8地区、田14筆、畑2筆、計16筆、29,562平方メートルでございますが、6月21日担当委員と事務局で現地調査をいたしました。調査の結果農地法の農地に該当いたしますので、買受適格証明書を要する旨報告いたしました。

よろしくご承認のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

#### 日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議案といたします。

事務局の説明を願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）7ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。公売による所有権移転4件、売買による所有権移転4件の計8件でございます。

受理番号1番から4番についての4件についてでございますが、関東信越国税局が行った不動産公売による買受人となったものであります。受人には5月に買受適格証明書交付しておりますので農地法第3条の許可条件は満たしております。なお、添付すべき必要書類も合わせて確認いたしました。

8ページをお開きください。

受理番号5番、浮島字尾島、宅地、現況畑、184平方メートルについてでございますが、渡人は相続した農地を耕作できないため譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

受理番号6番につきましては、申請者の都合により取り下げとなりました。

受理番号7番、阿波字並木ほか1地区、畑1筆、田1筆、計2筆、計680平方メートルについてでございますが、渡人は相続した農地を耕作できないため譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

受理番号8番、須賀津字須賀津、畑1筆、409平方メートルについてでございますが、渡人は耕作に不便な農地を隣接者に譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

9ページをお開き願います。

受理番号9番、脇川字本田、田2筆、計2、803平方メートルについてでございますが、渡人は資金が必要なため相続した農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第1号の受理番号1番から9番の説明を終わります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番から受理番号4番については買受適格証明書の交付時に調査済ですので調査報告を省略いたします。受理番号5番について宮本委員より報告を願います。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。

受理番号5番について報告いたします。7月21日に受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受け人は主に水稻、レンコンを栽培している農業者

であります。全部効率利用要件については、所有の農地については、休耕地もなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。常時従事要件については、農作業従事日数300日であります。農業経営面積要件については、経営面積226アールであります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）受理番号6番は議案取り下げであります。受理番号7番から8番を高須委員より報告願います。

○32番（高須一郎君）32番高須です。

受理番号7番について調査報告します。7月22日に受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受け人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件ですが所有農地についても休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機それぞれ1台を所有しております。常時従事要件については、農作業従事日数250日あります。農業経営面積要件については、経営面積138アールあります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの許可要件を全部満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

つづきまして、受理番号8番について報告します。農機具の所有状況については、各トラクター、田植機、コンバイン、それぞれ1台を所有しております。農作業従事日数150日、農業経営面積要件については325アール、地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの許可要件を全部満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号9番について沖野谷委員より報告願います。

○26番（沖野谷秀雄君）26番沖野谷です。

受理番号9番について報告いたします。7月22日に受け人の調査をし、申請内容に間違いがないこと確認いたしました。受け人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。全部効率利用要件については所有の農地に休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。常時従事要件については農作業従事日数200日あります。農業経営面積要件については、経営面積789アールあります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの許可要件を全て満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）これで、調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか

質疑ありませんか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 日程 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）10ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番につきましては、議案書に記載されている権利の種別を賃貸借権を使用貸借権に修正をお願いいたします。椎塚字荒久、畑1筆、77平方メートルについてでございますが、貸し資材置き場として利用するものでございます。敷地内での上下水道は未使用、雨水排水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第1種農地、立地基準は第1種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされていると考えられます。7月23日に調査委員及び事務局は、申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、沼田字庚申塚、畑2筆、680平方メートルでございますが、申請者は、砂利採取事業をする法人で、採取場の進入路として一時転用するものであります。現在県で審査中の砂利採取事業、沼田字芝山地内の山林、約340アール、採掘量は約27万立方メートル計画しており、期間は許可日より3年間を予定しております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第3種農



地、立地基準は第3種農地の例外規定に該当、一般基準は満たされていると考えられます。

7月23日に調査委員及び事務局は、申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第2号受理番号1番から2番の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号1番を篠崎惣壽委員より報告をお願いします。

○5番（篠崎惣壽君） 5番篠崎です。それでは、受理番号2番の説明をいたします。さる、23日に松本委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明通りで間違いなく、生コンクリートの製造販売を行う法人で貸し資材置場用地として利用するものです。周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われま。また、添付書類等確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議おねがいします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号2番について村山委員より報告願います。

○4番（村山文夫君） 4番村山です。

さる7月23日、事務局2名、私と加納会長で現地を調査しました。書類の審査もしました。調査の結果は報告書のとおりでございまして、現地は稲敷市インターから西側へ約300メートルのところ。これは農地をそのまま切土、盛土する訳でなく・・・であってなんら問題はないと思われま。・・・慎重審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めま。質疑ありませんか

○議長（加納 昭君） はい

○11番（山崎健一君） 11番山崎です。

成毛建材の申請ですね、先月8筆でましたね、それで、その8筆の中で2筆を農業委員会の中で賛成得た。あとは否決ということで、その採決方法ですね、2筆だけ農業委員会で許可して、あとの6筆は否決と、それを県へ進達する。そういう方法は、はたして良好なやり方なのか、良いやり方なのかなと一瞬思いました。あとはこないだの6月の委員会の中で質問しようと思いましたが、たまたま今回ありましたので今質問したんですが、たとえばあの8筆の中で県は全体を見て許可するのか、2筆だけ稲敷の農業委員会で許可したから2筆だけ許可してあとは駄目だよと、そういう許可の方法はないと思う。ですからなぜ2筆だけああいう賛成の賛否ですか、賛否を取ったのかまず事務局から説明を・・・

○議長（加納 昭君） はい、事務局

○農業委員会事務局長（森川春樹君） ただいまのご質問ですけれど、前回6月に採決を行った訳ですけれど、2筆は、道路、新しくできる道路を挟んで上と下にすれば上側2筆、後の方は下側の田んぼの方ということで、委員会の調査報告なり委員さんの話の中で、上

の2筆はいいだろうという、話の中で採決になったわけですので、ですから特に事務局の方でどれが良い悪いとかありません。

○11番（山崎健一君）続けて聞きます。そういう方法はいいのかな、やり方として、8筆あったら8筆全体的に、書類が整ってそれで初めて県へ進達するとそれで、その8筆が、書類がそろっているから受けるというような方法ではないのですか、どうなのですか、意見書を書く場合だと5番6番は稲敷で賛成しましたよ1番から2, 3, 4はしなかったよと進達するのですよ、進達する場合に井戸賀係長、違いますか、そうすると県でなんていうかしらそれを、もう進達するのですよ、進達しないの、まだ・・・

○農業委員会事務局長（森川春樹君）進達済です。良いか悪いかというそういう場合もあると思うのです。2筆の場合はもうすでに許可相当で上がっていますので、農業会議の方の諮問会議に、今月の17日にかかったと思います。ですからその部分については間もなく許可になると思います。不許可相当分については進達した件まだ問題解決しない部分がありますので、現在まだ進行中で結論は出ておりません。

○11番（山崎健一君）あのもちろん県の農業会議の中でね、あれは・・・全体的に見ないのですか、その1筆1筆見るのですか、あの審議の中では、農業会議では、そこがちょっと、わからないのでね、どうなのですか・・・

○農業委員会事務局長（森川春樹君）やはりですね基本的には、おっしゃるように、ですね、一つの事業エリアだからもちろん分かるのですが、案件としてはやっぱり・・・上げていますので・・・全体を見る必要はあると思いますけど、実は、この間何日でしたか、進達してからその不許可相当の部分について、県南の担当の方からこちらへ説明に、説明というか見えました。会長と会長代理とそれから調査委員2名という中で話し合いを持ちまして、問題点の整理をおこないました。

○11番（山崎健一君）一応終わります。

○議長（加納 昭君）よろしいですか

○議長（加納 昭君）そのほか何か質疑ありますか、その他ありますか

〔なし〕との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決いたします。本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程 8 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第3号現況証明願に対する証明書の交付についてを

議題といたします。事務局の説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会主査（高橋 渉君） 11ページをお開き願います。

議案第3号、現況証明願いに対する証明書の交付についてでございます。

転用事実証明書の交付1件でございます。

受理番号1番、阿波崎字宮原、畑1筆、184平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成24年7月10日、農地法施行規則第32条第1項第1号による農機具置場への制限除外の届出が提出されております。以上で議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号1番について永長委員より報告願います。

○27番（永長秀敏君）27番永長です。

受理番号1番について報告します。さる23日に蛭原委員と坂本委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、転用目的のとおり農機具置場として利用されていることを確認しました。また添付書類を確認いたしました問題ありませんでした。

よろしくご審議ほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、現況証明願いに対する証明書の交付についてを採決いたします。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） つづきまして議案第4号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） よろしく願います。

12ページをお開きください。

議案第4号 稲敷市 農用地利用 集積計画 に対する意見決定について（利用権設定）

本件は、農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が10件、40筆、11万4,229平方メートル、再設定が12件、73筆、14万7,850平方メートル、合計22件で、113筆、26万2,079平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、阿波字阿波、田2筆、1万0,484平方メートル、再設定で利用目的が、稲、期間が5年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積462アールの、水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

受理番号2番、六角字逆川ほか1地区、田10筆、9,063平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が5年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積374アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号3番、町田字稲子田ほか3地区、田8筆、面積が1万8,636平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積501アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号4番、鳩崎字野原、田、1,912平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積609アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の農業者です。

受理番号5番、江戸崎字狸崎他1地区、田2筆、2,920平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米1.5俵、設定を受ける者は、経営面積177アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の農業者です。

受理番号6番、稲波字中区、田5筆、1万4,298平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、受理番号7番、稲波字中区、田3筆、1万2,977平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は玄米2俵、受理番号8番、稲波字東区、田4筆、9,723平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、いずれの3件の設定を受ける者は、経営面積1,050アール、水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

受理番号9番、南太田字上、田2筆、1万7,136平方メートル、再設定で、利用目的は、稲、期間は3年、小作料は2.4俵、受理番号10番、戊渡字中ほか1地区、田2筆、1万0,256平方メートル、再設定で利用目的は、稲、期間は3年、小作料は玄米2.4俵、

14ページをお願いします。

受理番号11番、南太田字上、田、6,824平方メートル、再設定で、利用目的は、稲、期間は6年、小作料は2.4俵、いずれの3件の設定を受ける者は、経営面積4,609アールの農業生産法人です。農業生産法人としての4要件は満たしております。なお、認定農業者として、認定を受けています。

受理番号12番、結佐字逆川、田16筆、8,067平方メートル、再設定で、期間は6年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積659アールの、水稻を作付けす

る農家で、農作業従事日数は、150日の認定農業者です。

受理番号13番、戊渡字中ほか1地区、田5筆、6,892平方メートル、受理番号14番、角崎字角崎、田4筆、1万5,246平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積184アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の農業者です。

受理番号15番、八筋川字八郎田、田2筆、1万7,259平方メートル、新規設定で、期間が、6年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積、354アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号16番、脇川字本田ほか2地区、田7筆、1万5,803平方メートル、新規設定で利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積499アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。  
16ページをお願いします。

受理番号17番、八千石字八千石ほか2地区、田19筆、2万3,926平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積560アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の農業者です。

受理番号18番、阿波崎字深田、田2筆、1,163平方メートル、受理番号19番、手賀組新田字阿波崎ほか2地区、田7筆、1万4,823平方メートル、いずれの2件は新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積362アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、150日の認定農業者です。

受理番号20番、本新、田3筆、畑2筆、計5筆、1万4,497平方メートル、受理番号21番、手賀組新田字大重、田2筆、1万5,048平方メートル、受理番号22番、手賀組新田字大重、田4筆、1万5,126平方メートル、いずれの3件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は30,000円、設定を受ける者は、経営面積877アールの農業生産法人です。農業生産法人としての4要件は、満たしております。なお、認定農業者として、認定を受けています。

以上、農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。  
質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。本案は議案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議いただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句，数字，その他の整理を要する件については，その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは，異議なしと認めます。

これをもちまして，平成24年7月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時47分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長                    加 納                    昭                    ⑩

1 1 番委員                山 崎                健 一                ⑩

1 2 番委員                坂 本                富 男                ⑩